

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ (略)</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ (略)</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト (略)</p> <p>三 (略)</p>